

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-外食業分野の基準について-」の一部改正について

令和2年4月1日

「外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領(平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省)の一部改正に伴って、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-外食業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P3	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用要領(抜粋)	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>1. 1号特定技能外国人が従事する業務</p> <p>外食業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理の業務をいう。</p> <p>あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例：原材料調達・受入れ、配達作業等)に付随的に従事することは差し支えない。</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>1. 1号特定技能外国人が従事する業務</p> <p>外食業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理の業務をいう。</p> <p>あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例：店舗において原材料として使用する農林水産物の生産、客に提供する調理品等以外の物品の販売等)に付随的に従事することは差し支えない。</p>

2	P4	<p>第1 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>第1 特定技能外国人が従事する業務</p>	<p>○ 外食業分野において受け入れる1号特定技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項第1号に定めるとおり、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務（飲食物調理、接客、店舗管理）に主として従事しなければなりません。</p>	<p>○ 外食業分野において受け入れる1号特定技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項第1号に定めるとおり、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務（外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理））に主として従事しなければなりません。</p> <p>○ なお、飲食物調理、接客、店舗管理は、例えば、それぞれ、次のようなものが想定されます。</p> <p>(1) 飲食物調理：客に提供する飲食料品の調理、調製、製造を行うもの（例：食材仕込み、加熱調理、非加熱調理、調味、盛付け、飲食料品の調製等）</p> <p>(2) 接客：客に飲食料品を提供するために必要な飲食物調理以外の業務を行うもの（例：席への案内、メニュー提案、注文伺い、配膳、下膳、カトラリーセティング、代金受取り、商品セティング、商品の受け渡し、食器・容器等の回収、予約受付、客席のセティング、苦情等への対応、給食事業所における提供先との連絡・調整等）</p> <p>(3) 店舗管理：店舗の運営に必要となる上記2業務以外のもの（例：店舗内の衛生管理全般、従業員のシフト管理、求人・雇用に関する事務、従業員の指導・研修に関する事務、予約客情報・顧客情報の管理、レジ・券売機管理、会計事務管理、社内本部・取引事業者・行政等との連絡調整、各種機器・設備のメンテナンス、食材・消耗品・備品の補充、発注、検品又は数量管理、メニュー企画・開発、メニューブック・POP広告等の作成、宣伝・広告の企画、店舗内外・全体の環境整備、店内オペレーションの改善、作業マニュアルの作成・改訂等）</p>

3	P5	第1 特定技能外国人が従事する業務	<p>○ なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます（注）。</p> <p>（注）専ら関連業務に従事することは認められません。</p> <p>(1) 原材料や消耗品等の調達，受入れの業務</p> <p>(2) 調理品等の配達業務</p> <p>○ 1号特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国人に従事させようとする業務が外食業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。</p> <p>農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課外食産業室 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL 03(6744)7177</p>	<p>○ なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます（注）。</p> <p>（注）専ら関連業務に従事することは認められません。</p> <p>(1) 店舗において原材料として使用する農林水産物の生産</p> <p>(2) 客に提供する調理品等以外の物品の販売</p> <p>○ 1号特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国人に従事させようとする業務が外食業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。</p> <p>農林水産省食料産業局食品製造課外食産業室 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL 03(6744)7177</p>
4	P11	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準	<p>○ 問合せ先は次のとおりです。</p> <p>特に、協議会において、外食業分野の対象でないと判断された場合には、許可を受けた特定技能外国人を引き続き雇用することができなくなってしまいますので、外食業分野に該当することに疑義がある場合は、特定技能所属機関となる前（特定技能外国人を雇用する前）に、あらかじめ問合せ願います。</p> <p>農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課外食産業室 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL 03(6744)7177</p>	<p>○ 問合せ先は次のとおりです。</p> <p>特に、協議会において、外食業分野の対象でないと判断された場合には、許可を受けた特定技能外国人を引き続き雇用することができなくなってしまいますので、外食業分野に該当することに疑義がある場合は、特定技能所属機関となる前（特定技能外国人を雇用する前）に、あらかじめ問合せ願います。</p> <p>農林水産省食料産業局食品製造課外食産業室 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL 03(6744)7177</p>